

# 令和6年 第1回 真田地域自治会連絡会議 資料

## 資料目次

- 1 令和6年 真田地域自治会長名簿・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
  
- 2 上田市からの依頼及び連絡事項等
  - (1) 委員の推薦について
    - ア 真田地域協議会委員・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
  
  - (2) 自治センターからの依頼及び連絡事項
    - ア 真田地域自治センター組織図・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
    - イ 令和6年の主な事業計画について・・・・・・・・・・・・ 5

## ウ 各課からの依頼及び連絡事項

### (ア) 地域振興課

- ① 地域づくり委員会事務日程について . . . . . 8
- ② 真田地域の防災について . . . . . 9

### (イ) 市民サービス課

- ① ごみの減量化・再資源化について . . . . . 11
- ② 上田市資源物回収促進交付金について . . . . . 11
- ③ 環境美化について . . . . . 11
- ④ 長野県民交通災害共済加入の取りまとめについて . . . . . 12
- ⑤ 防犯灯関係補助事業について . . . . . 12
- ⑥ 小型除雪機購入費補助事業について . . . . . 12
- ⑦ 災害時要援護者登録制度について . . . . . 13
- ⑧ 民生委員・児童委員及び主任児童委員について . . . . . 14
- ⑨ 特定健康診査受診の啓発について . . . . . 15
- ⑩ 自治会健康ウォーキング講座の実施について . . . . . 16
- ⑪ 高齢者地域サロン設立の助成、地域リハビリテーション活動の支援について . . . . . 17

### (ウ) 産業観光課

- ① 野生鳥獣に負けない集落づくりについて . . . . . 18
- ② 遊休荒廃農地の復旧を補助する事業について . . . . . 18

### (エ) 真田地域建設課 真田地域農地整備事務所

- ① 道路の除雪について . . . . . 19
- ② 塩化カルシウム（凍結防止剤）の配布と適正な使用・保存について . . . 19
- ③ 道路補修材（アスファルト常温合材）の利用について . . . . . 19
- ④ 梅雨、集中豪雨、台風等の災害防止について . . . . . 19
- ⑤ 道路沿線の樹木等の管理及び居住環境の整備について . . . . . 19
- ⑥ 地域づくり要望及び、国・県要望について . . . . . 20
- ⑦ 運賃低減バス運行について . . . . . 20
- ⑧ 公共工事の施工に伴う建設発生土の搬出先の確保について . . . . . 20
- ⑨ 土地改良事業の補助制度について{別紙} . . . . . 21
- ⑩ 多面的機能支払交付金制度について{別紙} . . . . . 22

## 3 (長・傍陽・本原) 地区自治会連合会事務局からの連絡事項

- ① 定期送達について . . . . . 24
- ② 自治会長のお名前と連絡先について . . . . . 24
- ③ その他 . . . . . 24
- 定期送達日程表 . . . . . 25



## 2 上田市からの依頼及び連絡事項等

### (1) 委員の推薦について

#### ア 真田地域協議会委員

##### 地域協議会の概要

地域協議会は、地域の皆さんの意見や要望を集約して行政に反映させ、地域の重要事項の決定に意見を述べ、住民の皆さんと行政との協働を進めながら住民自治の充実を図るため、平成18年10月に設置されました。

「分権型自治」実現のため、全市に5つの地域協議会が設置され(令和4年度から旧上田市地域は6つの協議会がそれぞれ右岸と左岸に集約)、真田地域協議会は旧真田町の範囲を対象区域として、各種団体から推薦された者、学識を有する者、公募により応募した者などの中から市長が選任し、20人以内で構成されます。

地域協議会は、以下の任務等を行うため、月1回程度開催されます。

- ・対象地区に係る事項について、市長その他の市の機関の求めに応じて審議します。
- ・対象地区に係る事項について、市長等に対して自ら意見を述べることができます。
- ・住民と行政との協働によるまちづくりについて、調査研究を行います。

##### 真田地域の自治会からの協議会委員の推薦について

真田地域の自治会からは、小学校区を単位として長・傍陽・本原地区連の会長と菅平自治会長の4人の委員を推薦してください。

##### 協議会委員の任期について

協議会委員の任期は2年で、この4月から第10期の地域協議会が始まります。委員の任期は令和6年4月1日から令和8年3月31日までです。ただし、上田市自治会連合会の任期が令和7年3月までであることから、次年度の地域協議会委員としての任期は令和6年4月1日から来年の3月31日までの任期で依頼いたします。

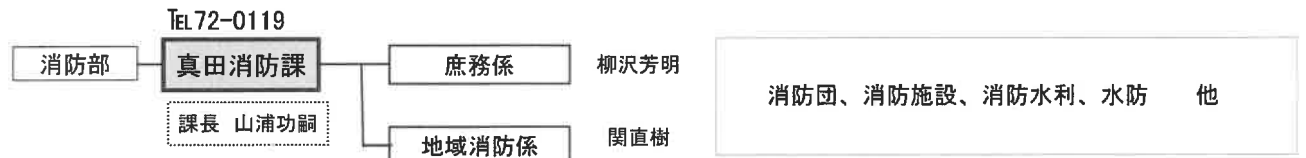
問い合わせ 地域振興課 地域政策担当 宮島、望月、坂井  
直通 72-2202 FAX72-4140 stiiki@city.ueda.nagano.jp

## (2) 自治センターからの依頼及び連絡事項

### ア 真田地域自治センター組織図

令和6年1月現在





メールアドレス一覧

真田地域振興課	stiiki@city.ueda.nagano.jp
真田市民サービス課	ssimin@city.ueda.nagano.jp
真田産業観光課	ssangyo@city.ueda.nagano.jp
真田地域建設課	skensetu@city.ueda.nagano.jp
真田地域教育事務所	skyoiku@city.ueda.nagano.jp
真田消防課	shobo-sanada@city.ueda.nagano.jp

## イ 令和6年の主な事業計画について

開催予定期日	事業名	出席・対象範囲	担当課・係名
1月 7日	令和6年 上田市二十歳を祝う式(真田地域)	二十歳になる者、関係者	教育事務所 生涯学習担当
1月 26日	真田地域自治会連絡会議	自治会長	地域振興課 地域政策担当
2月 28日	自主防災組織地域リーダー研修会	自治会長、関係者	地域振興課 庶務担当
3月 3日	分館対抗卓球大会	全住民	教育事務所 生涯学習担当
3月 15日	真田中、菅平小中学校卒業証書授与式	自治会長等	学校教育課
3月 18日	長、傍陽、本原小学校卒業証書授与式	自治会長等	学校教育課
3月 22日	上田市自治会連合会総会	自治会長	地域振興課 地域政策担当
4月 4日	真田中、菅平小中、長、傍陽、本原小学校入学式	自治会長等	学校教育課
5月 予定	上田市自治会連合会市内施設視察研修	自治会長	自治連事務局
5月 ~ 6月	自治会長県外視察研修	自治会長	地域振興課 地域政策担当
6月 9日	上田市消防団ポンプ操法・ラッパ吹奏上田大会	自治会長・関係者	消防部 総務課
7月 ~ 10月	人権教育懇談会	全住民	教育事務所 生涯学習担当
8月 3日	第40回真田まつり	全住民	産業観光課 観光商工担当
8月 31日	上田市防災訓練(午前)重点地区:本原地区	全住民	地域振興課 庶務担当
9月 1日	分館対抗球技大会	全住民	教育事務所 生涯学習担当
10月 20日	真田地域一周駅伝大会	全住民	教育事務所 生涯学習担当
10月 下旬	真田総合文化祭	全住民	教育事務所 生涯学習担当
11月 月上旬	真田の郷新そばまつり	全住民	産業観光課 農林振興担当
11月 月上旬	第41回真田地域消費生活展	全住民	市民サービス課 生活環境担当
11月 下旬	真田地域自治会連絡会議	自治会長	地域振興課 地域政策担当
12月 月上旬	真田図書館まつり	全住民	真田図書館

令和6年に上田市等が自治会を対象に行う事業一覧表

No.	事業名	実施時期	実施範囲	事業内容(自治会依頼内容)	担当課・係(連絡先)
1	資源物回収事業	通年 (毎月1回)	全自治会	紙・布・びん・かん・ペットボトルの資源物や乾電池、蛍光灯等の有害・危険ごみの回収	廃棄物対策課 リサイクル推進係(☎22-0666)
2	長野県民交通安全共済会員募集	1月	全自治会	交通安全共済会員取りまとめ及び加入促進	市民参加・協働推進課 交通安全・防犯担当(☎22-4140)
3	自治会生活環境部長研修会(衛生役員研修会)	2月	上田地域自治会 衛生担当役員	環境衛生年間行事及びごみ処理関係研修への出席	環境政策課 環境保全担当(☎23-5120)
4	環境フォーラム	2月	全自治会	環境問題に関する講演等と内容とするフォーラムへ参加	環境政策課 環境保全担当(☎23-5120)
5	自主防災組織リーダー研修会	2月～3月	全自主防災組織	自主防災組織リーダー(自治会長等)の、防災意識の高揚を図るため研修会を開催	危機管理防災課(☎21-0123) 各地域振興課 丸子(☎42-1210) 真田(☎72-2201) 武石(☎85-2824) 消防予防課 査察指導担当 (☎26-0029)
6	主要河川清掃、環境美化清掃(側溝等含む)	春、秋各1回	全自治会	河川清掃、側溝等清掃の実施	環境政策課 環境保全担当(☎23-5120)
7	緑の募金	4月～5月	全自治会	募金取りまとめ及び緑の募金パンフの配布	森林整備課(☎23-5124)
8	地域安全運動の実施	4月、8月、 10月、12月	全自治会	地域安全運動にあわせて、パトロール、研修会等の実施	市民参加・協働推進課 交通安全・防犯担当(☎22-4140)
9	上田市防犯協会総会	5月(予定)	地区自治会連合会役員	上田市防犯協会総会への出席	市民参加・協働推進課 交通安全・防犯担当(☎22-4140)
10	ゴミゼロ運動	5月～6月	全自治会	清掃活動とその結果報告	環境政策課 環境保全担当(☎23-5120)
11	日本赤十字社活動資金募集	5月～8月	全自治会	日赤の活動資金募集	福祉課 庶務施設係(☎71-8081)
12	上田市社会福祉協議会 会費	6月～7月	全自治会	会費の取りまとめ	社会福祉協議会 総務課 総務・企画係(☎27-2025)
13	アメリカンシロヒトリ防除対策事業	6月～9月	上田地域自治会	自治会で管理している公共施設の消毒、自治会内の一斉防除の実施	森林整備課(☎23-5124)
14	梅雨、集中豪雨、台風等の災害防止	6月～10月	全自治会	農業用排水路、ため池等の管理	農地整備課 管理計画係(☎23-5123)
15	上田わっしょい	7月(予定)	参加希望自治会	踊り、御輿、太鼓等への参加及び協力	観光シニアプロモーション課 観光政策担当(☎23-5408)
16	上田市防災訓練	8月31日(予定)	全自治会	各種防災訓練の実施。 重点地区については、説明会を開催	危機管理防災課(☎21-0123) 各地域振興課 丸子(☎42-1210) 真田(☎72-2201) 武石(☎85-2824)



令和6年に上田市等が自治会を対象に行う事業一覧表

資料 2

No.	事業名	実施時期	実施範囲	事業内容(自治会依頼内容)	担当課・係(連絡先)
17	男女共同参画推進事業者表彰の募集	9月～12月	全自治会	上田市男女共同参画推進条例の規定に基づき、男女共同参画の推進に関する取組を積極的に進めている自治会を募集	人権共生課 男女共同参画係(☎23-5245)
18	人権を考える市民のつどい	10月上旬	自治会連合会をはじめ 各種団体	人権に関する講演会への参加	生涯学習・文化財課 人権同和教育係(☎23-5197) 人権共生課 人権同和対策係(☎23-5393)
19	緑化苗木等の注文取りまとめ	10月	全自治会	緑化の推進のため、緑化苗木等の注文取りまとめ	森林整備課(☎23-5124)
20	松くい虫被害予防のための樹幹注入剤支給希望取りまとめ	10月	全自治会	自治会が管理するアカマツの、松くい虫被害予防用の樹幹注入剤の支給希望とりまとめ	森林整備課(☎23-5124)
21	複十字シール募金運動	10月～12月	上田地域自治会	結核や肺がんの病気をなくすための資金として募金の取りまとめ	健康推進課 保健予防担当(☎28-7124)
22	赤い羽根共同募金	10月～12月	全自治会	募金の取りまとめ	社会福祉協議会 上田地区センター 地域福祉係(☎27-2025)
23	社会福祉大会	11月(予定)	自治会福祉関係者	参加者の取りまとめ	社会福祉協議会 総務課 総務・企画係(☎27-2025)
24	各種選挙の執行	随時	関係自治会		選挙管理委員会(☎23-5438)

## ウ 各課からの依頼及び連絡事項

### (ア) 地域振興課

#### ① 地域づくり委員会事務日程について

時 期	内 容	
	地域づくり事業調書・要望書	地域づくり委員会開催
令和6年 5月下旬	<p><b>自治センター</b></p> <p>「令和5年度地域づくり事業調書・要望書」に対する回答(予算決定後)を送付</p>	<p><b>自治センター</b></p> <p>「令和6年度地域づくり委員会の開催依頼」を送付</p>
地域づくり委員会の 開催までに		<p><b>自治会</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域づくり委員会の開催日時・内容等について地域担当職員と打ち合わせ</li> <li>・地域づくり委員会で協議する地域課題を自治会内で検討</li> </ul>
7月1日(月)～ 7月31日(水)	<p><b>自治会</b></p> <p>自治会長(地域づくり委員長)が自治会の要望事項を取りまとめる(要望書等の作成)</p>	<p><b>自治会</b></p> <p>各地域づくり委員会の開催</p>
8月1日(木)	<p><b>自治会</b></p> <p>「令和6年度地域づくり事業調書・要望書・位置図」の提出期限</p>	
8月上旬～ 10月下旬	<p><b>自治センター</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自治会要望事項等を関係各課で検討、必要に応じて関係機関との協議等を行う(現地調査を含む)</li> <li>・各自治会から提出された地域づくり事業調書等は、令和7年度の予算編成資料として活用する</li> </ul>	<p><b>自治センター</b></p> <p>地域づくり委員会での協議内容を踏まえて広域的な地域づくり委員会開催について検討</p> <p><b>自治会</b></p> <p>必要に応じ「広域的な地域づくり委員会」開催</p>
11月中旬	<p><b>自治センター</b></p> <p>「令和6年度地域づくり事業調書・要望書」のうち、現時点で回答できる事項について、回答を送付</p>	
令和7年 5月下旬	<p><b>自治センター</b></p> <p>「令和6年度地域づくり事業調書・要望書」に対する回答(予算決定後)を送付</p>	<p><b>自治センター</b></p> <p>「令和7年度地域づくり委員会の開催依頼」を送付</p>

## ② 真田地域の防災について

いつ起こるか分からない災害による被害を最小限にとどめるため、各自治会で次のとおり取組みをお願いいたします。

### (1) 自治会単位で、実動できる自主防災組織の構築について

#### ①自主防災組織とは

自主防災組織とは、日頃から地域で防災活動に取り組み、災害が発生したときに「自分たちの地域は自分たちで守る」という自覚・連帯感に基づいて自主的に防災活動を行う組織のことで、通常、自治会単位で組織されています。

#### ②自主防災組織リーダー研修会を2月に開催します。

自主防災組織の必要性を学ぶため、研修会への出席をお願いします。(別紙参照)

#### ③年に1回は防災訓練の実施をお願いします。

組織の役割を確認するため、日ごろからの訓練が必要です。

令和6年は、**8月31日(土)に上田市防災訓練が予定**されており、真田地域では本原地区を重点地区として広域避難訓練を実施する予定です。詳細につきましては、上田市全体の実施計画が決まり次第御連絡します。

また、各自治会で防災訓練の実施をお願いします。

※自治会の防災訓練は上田市防災訓練に合わせての実施も可能です。

### (2) 自治会単位の避難場所の確認について

自治会単位の避難場所を御確認ください。(次ページを参照)

変更がありましたら、地域振興課庶務担当まで御連絡をお願いします。

### (3) 「災害時自治会メール配信システム」について

上田市では、避難情報や大雨警報など防災に関係した情報や行政情報を提供する「上田市メール」の配信を行っています。

各自主防災組織の隊長、副隊長の皆様には「上田市メール」の内容を兼ね備え、さらに災害時に市と自治会間の双方向の情報伝達を可能とする内容を加えた「メール配信システム」へのご登録をお願いしています。特に第一次避難場所の開設責任者にあたる隊長の皆様には可能な限り登録をお願いしています。

こちらの「メール配信システム」についての登録は、先に依頼しました「令和6年自主防災組織編成表(提出用)」にメールアドレスを御記入していただければ、地域振興課職員がシステムに入力し、本システムを使用できるようにいたします。

なお、自治会長がメールアドレスをお持ちでない等の事情がある場合は、災害時は電話にて連絡させていただきますが、自治会三役間でも情報共有が取れるような体制作りをお願いします。

また、隊長、副隊長の皆様に対してテスト配信を行う予定です。依頼時期については市民参加協働推進課で調整しておりますので追って連絡します。御協力よろしくお願いたします。

地域振興課 庶務担当 半田・佐藤

直通電話 72-2201、代表電話 72-2200(内線 223)、FAX 72-4140

真田地域 自治会・避難場所 一覧表

令和5年4月1日現在

自治会	指定緊急避難所	第一次避難場所	初期避難場所				
	地震・河川氾濫等大規模災害で市が開設・管理する。		急傾斜地崩壊等の災害発生時に、自治会単位で避難できる施設。 (自治会が開設・管理する。)	地震等の災害時に、隣組程度が一時避難できる規模の空地など。 (自治会が開設・管理する。)			
菅平	・菅平高原アリーナ ・長小学校 ・真田中学校 ・真田体育館 ・真田中央公民館 ・傍陽小学校 ・本原小学校  ※災害の種別に応じて、避難所が変わります。 また、お住まいの地区に避難することを限定してありません。 避難する際は、市からの発信や、自身の状況を踏まえて、避難を行ってください。	菅平高原国際リゾートセンター	菅平東組集会所 駐車場	菅平西組集会所 駐車場	菅平向組集会所 駐車場	菅平大松山 集会所 駐車場	
大日向		大日向公民館	大日向公民館駐車場				
角間		角間公民館	角間公民館駐車場				
横沢		横沢公民館	久保一彦様宅前の畑	久保盛夫様宅庭及び久保文規様前の畑	風の工房駐車場	横沢自治会広場	
真田		真田公民館	公民館駐車場	長小グランド	長小旧プール跡地	山家神社駐車場	長谷寺駐車場
十林寺		十林寺区公民館	熊久保集荷所 駐車場	十林寺区民広場	十林寺区公民館 駐車場	高寺節江様宅裏	高寺久嘉様宅前
石舟		石舟公民館	石舟公民館駐車場				
戸沢		戸沢公民館	戸沢公民館駐車場				
つくし		つくし集会所	つくし集会所 駐車場	ふれあいさなだ館駐車場			
横尾		横尾公民館	黒門下駐車場	いずみ幼稚園 駐車場	横尾神社庭	横尾憩いの広場	
四日市		四日市集会所	四日市集会所駐車場				
入軽井沢		入軽井沢公民館	入軽井沢公民館駐車場				
岡保		岡保公民館	公民館前広場				
傍陽中組		西部コミュニティセンター	武捨俊樹様 駐車場	旧公民館跡地	JA 石油タンク前	房村入口道祖神	武者綿様駐車場
大庭		大庭公民館	譽田足玉神社庭	区民広場			
曲尾		曲尾公民館	曲尾公民館駐車場				
萩		萩集落センター	萩集落センター前 駐車場	資源回収場前 広場	ゲートボール場		
田中		田中創作館	旧公民館跡地	遊園地			
下横道		下横道区民館	下横道区民館駐車場				
中横道		中横道公民館	五輪堂橋横	日影あずまや			
上横道		上横道公民館	上横道集出荷場				
穴沢		穴沢公民館	穴沢公民館駐車場				
三島平		三島平公民館	三島平 旧公民館跡	大倉バス停	大倉防火水槽 付近		
上原		上原公民館	上原公民館駐車場				
下郷沢		下郷沢公民館	下郷沢公民館 駐車場	本原小学校 グラウンド	6班入口道路隅		
小玉上郷沢		小玉上郷沢公民館	小玉上郷沢公民館駐車場				
赤井		赤井公民館	赤井消防庫前	赤井公民館庭	日影四双路		
下塚		下塚生活改善センター	下塚生活改善センター				
竹室	竹室公民館	隣組毎に空地					
荒井	荒井公民館	荒井公民館 駐車場	荒井公園	駅前食堂前広場	傍陽木材駐車場		
中原	中原公民館	児童館駐車場	担い手センター 駐車場	旧本原農協 駐車場	延命地藏尊		
表木	表木公民館	表木公民館駐車場					
大畑	大畑公民館	農協本原支所 駐車場	大畑区民広場				
下原	下原公民館	下原公民館駐車場					
町原	町原公民館	町原自治会広場					
出早	出早コミュニティセンター	地区内の公園	地区内の公園				
真田地域 全域	真田運動公園グラウンド	※指定緊急避難場所のみ					

## (イ) 市民サービス課

### ① ごみの減量化・再資源化について

市では、さらなるごみの減量化・再資源化に向けて「信州うえだ ごみ減量大作戦」と題し、各種取り組みを実施しています。

＜最近の主なごみの減量化・再資源化への取り組みについて＞

- (1) 乾燥させた生ごみや使用済みの「ぱっくん」を市民サービス課窓口へ御持参いただくとJA直売所などで買い物ができるポイントと交換する「生ごみリサイクル野菜循環ポイント事業（上田やさいまる）」を実施しています。
- (2) 生ごみを可燃ごみとして排出しないことを宣言していただいた世帯には、「生ごみ出しません袋（無償）」を配付しています。令和6年度は5月中旬から配布の予定ですが、詳しくは広報等でお知らせいたしますのでよろしくお願いいたします。
- (3) 次のごみ減量化機器に対して、購入費補助を行っています。

補助対象機器	補助率	補助限度額
生ごみ堆肥化容器 (コンポスト、密閉式容器など)	購入費の4/5 (100円未満切捨て)	1台につき5,000円
生ごみ処理機 (乾燥式、バイオ式など)		1台につき50,000円

- (4) 市では、生ごみ（食品ロス）を削減するため、会食や宴会時の乾杯後30分間と終了前の10分間は、自席で料理を食べる「残さず食べよう！30・10（さんまる・いちまる）運動」を推進し、周知啓発活動を実施しています。

### ② 上田市資源物回収促進交付金について

自治会で回収した資源物の売却代金を10月と翌年4月に交付予定です。（ペットボトル、有害ごみ及び危険ごみは交付金の対象外です。）

### ③ 環境美化について

- (1) 「ごみゼロ運動」について  
5月30日（木）は、全国一斉の「ごみゼロ運動の日」です。自治会内の環境美化活動をお願いします。  
なお、5月30日に環境美化活動を強制するものではありませんので、自治会の計画により環境美化活動を実施していただいても構いません。
- (2) 「アレチウリ駆除行動日」について  
6月27日（木）は、市の「アレチウリ駆除行動日」です。自治会内の植生状況を御確認いただき、駆除をお願いします。
- (3) 不法投棄ごみの対応について  
ア 私有地に不法投棄をされて、投棄者が特定できない時は、土地所有者に不法投棄物を処分していただくこととなりますので、不法投棄をされないよう私有地の環境美化について、自治会員へ周知してください。  
イ 「不法投棄防止」の立て札及び「ポイ捨て防止」の桃太郎旗を無償で貸し出していますので御活用ください。

## ④ 長野県民交通災害共済加入の取りまとめについて

交通災害共済とは、会員が自動車などの交通事故で負傷された時に入院や通院の日数に応じて見舞金を支払う助け合いの制度です。

今年度も自治会で加入者の取りまとめをお願いします。

### (1) 取りまとめ方等

ア 1月16日の定期送達で、加入申込書及び新規加入用申込書等の関係書類を送付しました。

令和2年度から申込書様式が変わり、市用と加入者用のみの2連式となります。

イ 3月15日(金)までに取りまとめをお願いします。

(ア) 会費は、金融機関へ納入してください。

(イ) 加入申込書等の書類は、担当係へ御提出ください。

ウ 取りまとめ手数料(加入者数×50円)を自治会指定口座にお支払いします。

### (2) 取りまとめ不要の方

ア 郵送希望世帯

イ 小中学生(学校を通して加入します。)

ウ 未就学児童、身体障がい者(1～3級)及び療育手帳所持者等に該当される方(会費は市負担のため、申込不要)

## ⑤ 防犯灯関係補助事業について

### (1) 防犯灯設置補助事業

ア 令和6年度は、前年に設置要望書の提出がありました12自治会が対象となります。

イ 4月16日の定期送達で、補助金申請書類を送付します。

ウ 防犯灯の設置工事は補助金申請書を提出後に着工し、10月末ごろまでに完了するよう計画してください。

エ 設置1灯当たり3分の2の額(限度額:電柱式2.5万円、ポール式4.5万円)、ポール撤去10分の10の額(限度額:1万円)を補助します。

オ 令和7年度の要望調査は、7月頃を予定しています。

### (2) 防犯灯電気料金補助事業

ア 4月16日の定期送達で、補助金申請書類を送付します。

イ 4月分の防犯灯電気料金を基にして、1年間の電気料金の2分の1の額を補助します。

ウ 補助金申請の際には、4月分の電気料金請求書と請求内訳書のコピーを添付してください。

## ⑥ 小型除雪機購入費補助事業について

### (1) 購入要望があった自治会

ア 令和6年度は、前年に購入要望がありました2自治会(大日向、表木)に4月以降あらためて御連絡いたします。

イ 7～8月頃に補助金申請書等の関係書類を送付する予定です。

ウ 購入に要する費用の10分の8の額を補助する予定です。(限度額:1台につき60万円予定)

### (2) 購入要望がなかった自治会

ア 前年に要望していない自治会で、令和6年度に小型除雪機の購入を希望される場合は、担当係に御相談ください。

イ 補助の可否は、予算の執行残額、過去の補助状況及び配備状況等を勘案して決定します。

### (3) 令和7年度の要望調査

令和6年6月頃を予定しています。

問い合わせ先 市民サービス課 生活環境担当 直通:72-0154 FAX:72-4140

担当者:全般

大井戸 伸乃介

①～③ ごみ・環境

佐藤 健一

④～⑥ 交通災害共済・防犯灯・除雪機 山崎 真奈

## ⑦ 災害時要援護者登録制度について

災害が発生した際、自力での避難が困難な援護を必要とする高齢者や障がい者の方々への支援活動（避難誘導、安否確認等）を地域住民（自治会）が中心となって行えるようにするための制度の1つです。本人の同意を得た上で、状況把握や関係者との情報共有を行います。

### 1 登録の対象となる要援護者

- (1) 高齢者（65歳以上で、要介護3以上の方、一人暮らしの方）
- (2) 障がい者（身体障害者手帳1・2級所持の方、療育手帳A1・A2所持の方、精神保健福祉手帳1級所持の方）
- (3) 上記に準ずる状態にある方

### 2 この制度で整備するもの(1)～(3)

#### (1)住民支え合いマップ（原則、自治会長が保管）



#### (2)登録リスト（民生児童委員の管理）

氏名	住所	年齢	電話	備考 (状況)
真田 太郎	〇〇 123番地	80	〇〇- 〇〇〇〇	要介護 長く歩けない

#### (3)要援護者台帳兼個別避難支援計画書 (民生児童委員の管理)

### 3 住民支え合いマップの管理について

上田市の災害時要援護者登録制度では、民生児童委員が「情報管理責任者」として要援護者台帳及び要援護者リスト、住民支え合いマップを管理することとされていますが、真田地域では、災害時に高齢者や障がい者等の方々への迅速な支援の必要性や、民生児童委員が2つの自治会を担当する地区があるという実情を踏まえ、「住民支え合いマップ」については、原則として自治会長に管理をお願いしています。

毎年更新されるマップは、民生児童委員を通じて自治会長に届けられますのでご承知おきください。（変更が無い場合、送付はありません。）

災害時等に住民支え合いマップが有効活用されますよう、制度へのご理解とご協力をお願いいたします。

### 4 お願いしたいこと

自治会長・民生児童委員を中心とした「自主防災組織（自治会支援班）」で災害時の要援護者の安否確認・避難誘導等の役割分担について話し合う機会を持っていただくようお願いします。

## ⑨ 特定健康診査受診の啓発について

特定健康診査は、「高齢者医療の確保に関する法律」により、生活習慣病予防に主眼を置いた健診です。

この健診は、内臓脂肪の蓄積に着目し、健診結果から保健指導対象者を抽出し、対象者の持つ健康リスクに対応した個別保健指導を行うことで、健康リスクの要因となっている生活習慣を改善し、心筋梗塞・脳梗塞・糖尿病など生活習慣病の予防を図ることを目的に行っています。

### 1 周知・啓発について

令和4年度における上田市の特定健診受診率は、40.0%となっています。

一方、真田地域につきましては、41.3%と市全体よりは受診率が高くなっておりますが、国が示す目標の受診率60%に及ばない状況となっています。

こうしたことから、自治会におきましても、引き続き特定健康診査受診の周知につきまして、御協力いただきますようお願いいたします。

### 2 特定健診内容

対象者 令和6年度中に40歳から74歳の年齢に達する  
市国民健康保険加入者

受診料 無料

健診内容 ○基本健診（全員）

問診、身体計測（身長・体重・BMI・腹囲）、医師の診察

血圧測定、尿検査（尿糖・尿たんぱく・尿潜血）

血液検査（中性脂肪、HDL コレステロール、LDL コレステロール、クレアチニン、尿酸、血清アルブミン、AST、ALT、 $\gamma$ -GTP、血糖値、HbA1c、貧血検査、赤血球、白血球、ヘモグロビン、ヘマトクリット、血小板）

○詳細健診（医師の判断に基づき、対象者のみ実施）

心電図検査、眼底検査

周知方法 自治会内の会合などにおいて周知の御協力をお願いします。

その他 5月に対象者あて受診券を郵送します。



## ⑩ 自治会健康ウォーキング講座の実施について

生涯に渡り、健康で豊かな生活を送るためには、身体活動・運動を継続することが重要です。

真田保健センターでは、健康づくりの推進を図ることを目的として、誰でも気軽に参加できる自治会健康ウォーキング講座を自治会単位で開催しています。

### 1 事業内容

各自治会及び健康推進委員などと連携を図りながら、令和6年度は6自治会（予定）で自治会健康ウォーキング講座の開催を計画しています。

この講座では、ウォーキングの効果や歩き方、運動前後のストレッチを学びながら、身近な地域を歩きます。また、一人ひとりの筋肉量や内臓脂肪などを測る体組成測定などを併せて実施します。

### 2 参加申し込み

各自治会において、5人以上参加希望者がありますと、自治会健康ウォーキング講座を開催することができます。

開催を希望する自治会におかれましては、各自治会の健康推進委員または真田保健センターまで御連絡ください。

## ⑪ 高齢者地域サロン設立の助成、地域リハビリテーション活動の支援について

# 高齢者の皆様の活動を支援する制度のご案内

上田市では、高齢者の皆様に向けた重要施策として、「生きがいづくり・社会参加」と「介護予防・日常生活支援総合事業」の推進を掲げています。

今回、真田地域在住の高齢者の皆様に、地域活動、介護予防活動を支援する代表的な市の制度をご紹介します。「高齢者同士で交流する場」又は「高齢者を対象とした介護予防の運動教室」を主催する団体等の関係者の皆様は、利用をご検討ください。

### 高齢者地域サロン設立資金助成事業

#### 1 補助対象

市内に住所を有する概ね65歳以上の高齢者で構成され、公民館など継続した開催が可能な会場でサロンの運営に取り組む、自治会の承認を受けた団体等

※対象は自治会単位で1団体まで

#### 2 補助金額

上限20万円

※補助対象経費は、備品及び資器材の購入費用、印刷製本にかかる費用

#### 3 補助要件

開催頻度：月1回以上の頻度での開催を2年以上継続する

開催時間：1回あたり2時間以上

開催内容：参加者の実情に応じた多様な活動とすること

#### 4 活動内容

カラオケ、運動、学習会、レクリエーション、脳トレなど(例)

### 地域リハビリテーション活動支援事業

#### 1 支援対象

市内に住所を有する概ね65歳以上の高齢者で構成され、年間を通して継続した開催が可能な会場で運動又は体操を実施している団体等

#### 2 支援内容

運動又は体操の講師の派遣

講師への指導依頼

講師料の費用負担

※派遣は1会場あたり1ヶ月に1回(1時間)限り



#### 3 支援要件

実施頻度：年間を通して定期的実施すること

参加人数：毎回対象者5人以上の人数を確保すること

なお、「高齢者地域サロン設立資金」の助成を受けてから2年間は、「地域リハビリテーション活動」の支援を利用できません。

その他、ご不明な点は下記までお問い合わせください。

☎ 真田市民サービス課(高齢者支援担当) ☎ 72-4700

お問い合わせ 市民サービス課 高齢者支援担当 電話：72-4700 FAX：72-4140

## (ウ) 産業観光課

### ① 野生鳥獣に負けない集落づくりについて（防護柵の設置）

#### ◆ 地域ぐるみによる防護柵設置【市単独 材料支給】

イノシシやニホンジカによる農作物被害が増加しています。

ネットフェンスなどの防護柵の設置により、集落内にイノシシなど大型獣の侵入を防ぐことができます。市では、自治会など集落ぐるみで施工が可能な地域に対して、防護柵の材料を支給します。

令和4年度実績

菅平自治会、大日向自治会、下塚自治会

令和5年度実績(12月末現在)

菅平自治会、大日向自治会、真田自治会、下塚自治会



集落の皆さんによる設置作業風景



設置状況

#### ◆ 個人による防護柵設置への補助【市単独 補助】

農地(長野県農業共済組合の獣害予防施設設置助成金の支給対象とならない農地に限る)に、電気柵・ネットフェンス・トタンなどの防護資材を設置した者に対して、補助金を交付します。

- 補助率 10分の3以内（補助金の限度額 70,000円）
- 対象とならない施設 爆音機

令和4年度実績

補助件数 23件 補助金額 328千円

令和5年度実績(12月末現在)

補助件数 17件 補助金額 327千円

### ② 遊休荒廃農地の復旧を補助する事業について

遊休荒廃農地を引き受けて農地の再生作業や土づくり、作物の作付等の取組を行う農業者、農業者団体、特定法人(民間企業)、自治会等任意団体に対して、補助金を交付します。

- 補助額 35,000円(10aあたりの上限) ※10a未満も対象になります。
  - 対象経費 (以下の4項目を実施するのに必要な経費。重機の借上げ料など)
    - ・ 草刈り、抜根、耕起及び整地
    - ・ 作物の作付
    - ・ 土壌改良
    - ・ 自主運営型市民農園の開設
  - 対象農地 (以下の全ての要件を満たす農地)
    - ・ 農振農用地区域内であること。
    - ・ おおむね3年以上耕作されていないこと。
    - ・ 所有者が耕作不能であり、または所有者に耕作の意志がないこと。
- ※農地の取得、または3年以上の利用権設定が必要

令和4年度実績

補助件数 1件 補助金額 47千円 復旧面積 14a

令和5年度実績(12月末現在)

補助件数 0件

## (工) 真田地域建設課 真田地域農地整備事務所

### ① 道路の除雪について

市道の除雪は指定した除雪路線（集落間を結ぶ主に旧1・2級町道などの主要幹線道路）で、積雪が概ね10cmを超えた際に除雪車で行います。

除雪作業において、歩道や住宅等の出入口に雪が寄せられることがあり、ご迷惑をお掛けいたしますが、ご理解をお願いします。

生活道路や歩道の除雪は、今までどおり地域住民や自治会の皆様をお願いしておりますので、引き続きご協力をお願いします。その際、除雪した雪を水路や道路側溝へ排雪すると、水が溢れて凍結するなど交通事故等の原因となりますので、行わないようにお願いします。

なお、真田地域における国・県道の除雪は、上田建設事務所維持管理課(25-7166)が実施しています。

### ② 塩化カルシウム(凍結防止剤)の配布と適正な使用・保存について

市道の凍結防止のための塩化カルシウム(25kg/袋)を各自治会へ配布しますので、必要がある自治会は代表の方が真田地域建設課窓口までお越し頂ければお渡ししております。また、夜間・祝休日に緊急で必要な場合は、宿直にて対応します。

配布する数量は1回に5袋以内を原則としていますのでご協力をお願いします。

なお、開封後は湿気に弱いので、早期に使い切るようにお願いします。(未開封であれば湿気を避けて保存すると次のシーズンに使用できます。)

### ③ 道路補修材(アスファルト常温合材)の利用について

市では定期的な道路パトロールを行い、舗装の傷んだ箇所の穴埋め等を行っておりますが、集落内の舗装に穴・陥没等がありましたら、真田地域建設課まで連絡を頂ければ対応いたします。

また、自治会に道路補修材(アスファルト常温合材:20kg/袋)の支給もしておりますので、必要がある自治会は代表の方が真田地域建設課窓口までお越し戴ければお渡ししております。また、夜間・祝休日に緊急で必要な場合は、宿直にて対応します。

### ④ 梅雨、集中豪雨、台風等の災害防止について

水害の未然防止のため、日頃から集落内の河川・用排水路・道路側溝等の点検を実施して頂き、不要物(水路沿いのゴミや草刈り後のあぜ草、落葉等)の除去や、水門等の日常的な点検・管理などに努めて頂きますようお願いいたします。

大雨警報・注意報が発令された場合は、下流域での水害防止のため、頭首工や水門からの取水停止等の措置をお願いします。また、幹線用水路から取水(堰板・角落し・石・ビニル袋等を利用)している場合につきましても、増水前の撤去をお願いします。

### ⑤ 道路沿線の樹木等の管理及び居住環境の整備について

道路沿線の生垣・木の枝などが道路にはみ出したり、日陰となって雪が融けにくいなど、通行に支障となることがあります。交通安全上問題がありますので、所有者において支障枝

等を伐採して頂くなど、適正に管理していただきますようご協力をお願いします。

## ⑥ 地域づくり要望及び、国・県要望について

地域づくり委員会からの要望につきましては、予算や緊急性を踏まえながら順次対応しております。また、国・県の管理する道路や河川に係る要望につきましては、地域づくり委員会から提出されたものを取りまとめて上田建設事務所に要望しますので、その内容が分かる写真等がありましたら、参考に添付してください。

なお、国・県関係で緊急を要する修繕や要望については、自治会から「上田建設事務所維持管理課」（25-7166）に直接問い合わせもできますのでよろしくお願いします。

## ⑦ 運賃低減バス運行について

平成25年10月1日から実施しております「運賃低減バス」の運行は、令和7年9月末までの運行継続が決定しております。

運賃低減バスは、運行前の1.5倍の輸送人員の増加を目指して取り組んできており、令和4年3月末において市全体では0.90倍とほぼ横ばいですが、真田地域では1.1倍と増加傾向にあります。真田地域の大切な移動手段として、利用していただいている皆様からのご協力の結果です。引き続きのご協力をお願いいたします。

真田地域利用促進協議会では、「乗って残す」「乗って活かす」を基本とした利用促進のイベント等の実施を計画しておりますので、各自治会におかれましても、輸送人員の増加に向けた取り組みにご協力をお願いいたします。

## ⑧ 公共工事の施工に伴う建設発生土の搬出先の確保について

建設工事の契約約款が改正され、すべての公共工事において、発注時に建設発生土の搬出先を設計図書に定めることが義務化されました。

建設発生土については、他工事等への流用により出来るだけ有効利用されるよう努めているところですが、一次的な仮置きも含め、処分先の確保が課題となっています。

地域内で適した場所、また埋め立てや造成等により土砂を必要としている案件がありましたら、真田地域建設課まで情報をお寄せください。

## ⑨ 土地改良事業の補助制度について

別紙参照

## ⑩ 多面的機能支払交付金制度について

別紙参照

お問合せ 真田地域建設課 真田地域農地整備事務所 72-4331（直通） 72-4140（FAX）
---

## ⑨ 土地改良事業の補助制度について

## 1. 市営土地改良事業、県営土地改良事業

(市、県が事業主体となり実施する事業に対して分担金を徴収する)

## 1) 市単独事業

対象事業	※分担率	備考
一般事業(農業用施設 農道、水路等)	事業費の15%	
一般事業(農地)	事業費の20%	
災害復旧事業(農業用施設 農道、水路等)	事業費の5%	
災害復旧事業(農地)	事業費の10%	

## 2) 国及び県の補助対象事業

対象事業	※分担率	備考
一般事業(農業用施設)	事業費の7.5%	採択要件は、国及び県の基準による。
一般事業(農地)	事業費の10%	
災害復旧事業(農業用施設)	事業費の2.5%	
災害復旧事業(農地)	事業費の5%	

## 2. 市単土地改良事業

(自治会、水利組合等が事業主体となり実施する事業に対して補助金を交付する)

## 1) 市単独事業

対象事業	※補助率	採択基準
一般事業(農業用施設 農道、水路等)	事業費の85%以内	受益面積0.5ha以上。 農道は上記に加え、50m以上かつ幅員3m以上とする。
一般事業(農地)	事業費の80%以内	受益面積0.5ha以上。
災害復旧事業(農業用施設 農道、水路等)	事業費の95%以内	
災害復旧事業(農地)	事業費の90%以内	

## 2) 国及び県の補助対象事業

対象事業	※補助率	備考
一般事業(農業用施設 農道、水路等)	事業費の92.5%以内	国及び県の補助金を含む。 採択要件は、国及び県の基準による。
一般事業(農地)	事業費の90%以内	
災害復旧事業(農業用施設 農道、水路等)	事業費の97.5%以内	
災害復旧事業(農地)	事業費の95%以内	

※分担率及び補助率は真田地域の数字。

問合せ先:真田地域農地整備事務所 土地改良担当 電話(直通) 72-4331
---

## ⑩ 多面的機能支払交付金制度について

**農業の多面的機能とは（農業が貢献している地域環境をまもる様々な効果）**

田んぼや畑、水路やため池等の農地・農業用施設は、食べ物を供給する以外に、豊かな景観や環境をつくったり、水資源を制御して防災に役立ったり、生き物や住民の文化を育んだりと、いろいろな地域貢献をしていて、広く住民全体が効用を享受しています。

今、農業用施設の老朽化、農家の高齢化、耕作放棄地の増加により、これらの保安全管理に様々な課題が生じていて、対策が求められています。

**課題の対策のため 日本型直接支払交付金「多面的機能支払交付金」(国の制度)を活用した取組みを上田市は推進します****1 交付対象となる組織**

○農業用施設周辺の草刈りや泥上げ・補修工事などの保全活動、耕作放棄地対策、獣害対策、異常気象後の対策、水質保全対策、外来種駆除等の生態系保全対策、ゴミ廃棄物対策、景観づくり等の生活環境保全等に取り組んでいる組織。

**2 体制**

○平成30年6月「上田市多面的機能広域協定運営委員会」、事務局法人「一般社団法人農業振興整備ネットワーク うえだ」を設立し、市内全域を対象として更なる充実を図ることになりました。

○従来は自治会ごとに活動組織の設立が必要でしたが、交付金を活用したい組織は、広域協定に参加いただくことで支援が受けられる仕組みになりました。

**3 上田市(真田地域)の取組み状況**

○令和元年度までに60地区(真田地域は9地区)で取組みがありました。

○令和5年度現在、69地区(真田地域10地区)が活動しています。

○地区の活動面積は2,739haで、うち真田地域の活動面積は738haとなっております。また、市内の農業振興地域全体に対する面積カバー率は55%で、真田地域は56%となっております。

○真田地域の活動組織は菅平水土里会、横沢水土里会、真田水土里会、赤井水土里会、大日向水土里会、横尾水土里の会、菅平牧場畜産農業協同組合、上横道自治会、下塚水土里会、本原南水土里会の10組織で、全組織が広域協定に参加をしています。

問合せ先: 真田地域農地整備事務所 土地改良担当 電話(直通)72-4331  
農地整備課 管理計画係 電話(直通)23-5123

# 多面的機能支払は 地域の共同活動を支援します!

- 農業・農村には、洪水や土砂崩れの防止、自然環境の保全、美しい風景の形成などの様々な働き（多面的機能）があります。
- 農林水産省は、多面的機能が適切に発揮されるよう、都道府県・市町村と連携し、交付金により地域の共同活動を支援しています。
- 交付金は、地域で話し合い、組織づくりや計画づくりを行い、それぞれの地域にあった取組に活用でき、活動参加者の日当や、必要な資材の購入費等に充てていただけます。

## 農地維持支払

農地法面の草刈り、水路の泥上げ、農道の路面維持など基礎的な共同活動を支援します。

【交付金の対象者】

- ・ 農業者のみの活動団体
- ・ 農業者及び地域住民・団体等で構成する活動組織

草刈りするのも  
だんだんきつ  
くなってきたなあ。



これからは  
安心して作業  
ができるね。



農地法面の草刈り



水路の泥上げ

## 資源向上支払

水路、農道等の施設の補修、植栽やビオトープづくりなどの共同活動を支援します。

【交付金の対象者】

- ・ 農業者及び地域住民・団体等で構成する活動組織

水路や農道が  
だいぶ傷んできた  
のぉ・・・。



工夫をすれば  
いろんなことが  
できそうだね。



農道の部分補修



植栽活動

多くの地域で交付金を活用した取組が既に始まっています!

農林水産省



### 3 (長・傍陽・本原) 地区自治会連合会事務局からの連絡事項

#### ① 定期送達について

市では毎月1回、広報等の全戸配布物や回覧によるお知らせなどの配布を自治会に委託しています。配布物を、自治会の指定いただいた担当者宅にお届けすることを「定期送達」と言います。

##### ・定期送達方法

定期送達業務は、シルバー人材センターに委託しています。配布物は自治会の前任者から引き継いでいただいている定期送達受領ボックスに配達いたします。留守の場合でも配達させていただきます。

##### ・定期送達の日程

令和6年の年間配送日程は次ページに記載のとおりです。

定期送達文書はその日の夕方までに配達しますが、配達時間の指定はできません。

##### ・往復通信バック

定期送達の際、通知文等の量が少ない文書は「往復通信バック」(ビニールの透明バックと青いクリアファイル)に入れてお届けします。

この「往復通信バック」(ビニールの透明バックと青いクリアファイル)は、次回の定期送達の日に配布物と入れ替えで回収いたしますので、中に入っている文書を取り出した後は、定期送達ボックスに入れておいてください。なお、市への提出物などで往復通信バックを利用される場合は、次回の定期送達(配布物が届く)までに往復通信バックに提出物を入れ、定期送達ボックスの中に置いてください。

##### ・配布数の変更

全戸配布数・回覧数の変更があった場合は、地域振興課に御連絡ください。  
※御連絡いただいた日にちにより、翌月からの変更となる場合があります。

##### ・回覧板について

自治会内で使用している回覧板が破損した場合、地域振興課に御連絡ください。

#### ② 自治会長のお名前と連絡先について

自治会長のお名前は、原則的に公開します。

連絡先について問い合わせがあった場合、その内容をこちらで判断し回答させていただきます。

- (例)
- ・各自治会内で工事などがある場合で、業者などが自治会長に連絡を取りたい場合
  - ・引越し(転入)などにより、住民が自治会長に連絡をとりたい場合
  - ・JA、学校、社会福祉法人などが諸連絡や配付依頼がある場合
  - ・その他問い合わせの内容により、回答する必要があると判断される場合

#### ③ その他

- ・市からの支払通知について ⇒ 通帳を管理している会計担当者に渡してください。
- ・上田市自治会連合会から「自治会活動保険への加入について」の案内が定期送達おいて配達されているかと思いますが、旧来から別の他社に加入されている場合は、東信損害保険さんから案内が届くかと思いますがそれぞれ御確認いただき、御対応をお願いします。

# 令和6年(2024年)定期送達日程表 (真田地域)

- ◆原則として、16日(月1回)に配達します。休日等の場合は調整しております。
- ◆8月はお盆に配慮して配達日を早めております。
- ◆真田地域は、主に「真田配達日(前日配達日)」に配達します。

1月		2月		3月		4月		5月		6月	
1 月		1 木		1 金		1 月		1 水		1 土	
2 火		2 金		2 土		2 火		2 木	配布数周知	2 日	
3 水		3 土		3 日		3 水		3 金		3 月	
4 木		4 日		4 月		4 木		4 土		4 火	
5 金	配布数周知	5 月		5 火	配布数周知	5 金	配布数周知	5 日		5 水	配布数周知
6 土		6 火		6 水		6 土		6 月		6 木	
7 日		7 水	配布数周知	7 木		7 日		7 火		7 金	
8 月		8 木		8 金		8 月		8 水		8 土	
9 火		9 金		9 土		9 火		9 木		9 日	
10 水		10 土		10 日		10 水		10 金		10 月	
11 木		11 日		11 月		11 木		11 土		11 火	
12 金	搬入締切	12 月		12 火	搬入締切	12 金	搬入締切	12 日		12 水	搬入締切
13 土		13 火		13 水		13 土		13 月		13 木	真田配達日 (前日配達日)
14 日		14 水	搬入締切	14 木	真田配達日 (前日配達日)	14 日		14 火	搬入締切	14 金	真田配達予備日 (配達日)
15 月	真田配達日 (前日配達日)	15 木	真田配達日 (前日配達日)	15 金	真田配達予備日 (配達日)	15 月	真田配達日 (前日配達日)	15 水	真田配達日 (前日配達日)	15 土	
16 火	真田配達予備日 (配達日)	16 金	真田配達予備日 (配達日)	16 土		16 火	真田配達予備日 (配達日)	16 木	真田配達予備日 (配達日)	16 日	
17 水		17 土		17 日		17 水		17 金		17 月	
18 木		18 日		18 月		18 木		18 土		18 火	
19 金		19 月		19 火		19 金		19 日		19 水	
20 土		20 火		20 水		20 土		20 月		20 木	
21 日		21 水		21 木		21 日		21 火		21 金	
22 月		22 木		22 金		22 月		22 水		22 土	
23 火		23 金		23 土		23 火		23 木		23 日	
24 水		24 土		24 日		24 水		24 金		24 月	
25 木		25 日		25 月		25 木		25 土		25 火	
26 金		26 月		26 火		26 金		26 日		26 水	
27 土		27 火		27 水		27 土		27 月		27 木	
28 日		28 水		28 木		28 日		28 火		28 金	
29 月		29 木		29 金		29 月		29 水		29 土	
30 火				30 土		30 火		30 木		30 日	
31 水				31 日				31 金			

# 令和6年(2024年)定期送達日程表 (真田地域)

- ◆原則として、16日(月1回)に配達します。休日等の場合は調整しております。
- ◆8月はお盆に配慮して配達日を早めております。
- ◆真田地域は、主に「真田配達日(前日配達日)」に配達します。

7月		8月		9月		10月		11月		12月	
1 月		1 木	配布数周知	1 日		1 火		1 金		1 日	
2 火		2 金		2 月		2 水		2 土		2 月	
3 水		3 土		3 火		3 木		3 日		3 火	
4 木		4 日		4 水	配布数周知	4 金	配布数周知	4 月		4 水	
5 金	配布数周知	5 月		5 木		5 土		5 火		5 木	
6 土		6 火		6 金		6 日		6 水	配布数周知	6 金	配布数周知
7 日		7 水	搬入締切	7 土		7 月		7 木		7 土	
8 月		8 木	真田配達日 (前日配達日)	8 日		8 火		8 金		8 日	
9 火		9 金	真田配達予備日 (配達日)	9 月		9 水		9 土		9 月	
10 水		10 土		10 火		10 木		10 日		10 火	
11 木		11 日		11 水	搬入締切	11 金	搬入締切	11 月		11 水	
12 金	搬入締切	12 月		12 木	真田配達日 (前日配達日)	12 土		12 火		12 木	
13 土		13 火		13 金	真田配達予備日 (配達日)	13 日		13 水	搬入締切	13 金	搬入締切
14 日		14 水		14 土		14 月		14 木	真田配達日 (前日配達日)	14 土	
15 月		15 木		15 日		15 火	真田配達日 (前日配達日)	15 金	真田配達予備日 (配達日)	15 日	
16 火	真田配達日 (前日配達日)	16 金		16 月		16 水	真田配達予備日 (配達日)	16 土		16 月	真田配達日 (前日配達日)
17 水	真田配達予備日 (配達日)	17 土		17 火		17 木		17 日		17 火	真田配達予備日 (配達日)
18 木		18 日		18 水		18 金		18 月		18 水	
19 金		19 月		19 木		19 土		19 火		19 木	
20 土		20 火		20 金		20 日		20 水		20 金	
21 日		21 水		21 土		21 月		21 木		21 土	
22 月		22 木		22 日		22 火		22 金		22 日	
23 火		23 金		23 月		23 水		23 土		23 月	
24 水		24 土		24 火		24 木		24 日		24 火	
25 木		25 日		25 水		25 金		25 月		25 水	
26 金		26 月		26 木		26 土		26 火		26 木	
27 土		27 火		27 金		27 日		27 水		27 金	
28 日		28 水		28 土		28 月		28 木		28 土	
29 月		29 木		29 日		29 火		29 金		29 日	
30 火		30 金		30 月		30 水		30 土		30 月	
31 水		31 土				31 木				31 火	

# 真田地域自治会連絡会議公式LINEの活用について

自治会業務軽減の一環として、真田地域36自治会長を対象とした公式LINEを昨年から運用しています。昨年(令和5年)は登録件数算出で自治会数に対して75%の登録率でした。



真田地域  
自治会連絡会議公式LINE



自治会長の皆様



自治会長業務に特化した情報配信です  
(基本的には紙による送付と同タイミングになります)

- ①真田地域自治センターから自治会長個人宛です
- ②自治センターから配信のみです(月1回程度)
- ③こちらからは誰が登録しているかはわかりません
- ④お互いに誰が登録しているかもわかりません

## 配信内容は主に3つです (令和5年度実績)

①真田地域の紙広報物の電子配信  
(センターだより、夢工房だより、公民館だより)



②担当課からの提出依頼書類の、電子申請のリンク配信



③気象悪化時の行政や民間でのリアルタイム情報公開Web等へのリンク先の配信



自治会SNSなどにそのまま転送していただけます  
(配布物の軽減化に向けて)

QRコードを読み込む必要もなくスマホで提出物が完結します  
(提出書類の電子化に向けて)

高度に発達した各種気象レーダー等により、今後の予測が見通しやすく、また局地的な雨の場合など出先でも地域の状況に気が付きやすくなります(地域のデジタル活用での安心安全に向けて)

登録のお手伝いができますのでお気軽にお声がけください!

真田地域自治会連絡会議事務局  
(真田地域自治センター地域振興課内)  
担当: 望月  
0268-72-2202 stiiiki@city.ueda.nagano.jp